

平成 2 6 年

上尾市教育委員会 7 月定例会 議案

議 案 名

議案第 36 号 上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部
を改正する条例の制定に係る意見の申出について ----- 1

議案第 37 号 上尾市いじめ問題対策連絡協議会及び上尾市いじめ問題
調査委員会条例の制定に係る意見の申出について ----- 2

議案第 36 号

上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正する条例
の制定に係る意見の申出について

上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 26 年 7 月 31 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正する条例
(上尾市立学校設置条例の一部改正)

第 1 条 上尾市立学校設置条例(昭和 39 年上尾市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表 15 の項中「上尾市大字久保 180 番地」を「上尾市上平中央一丁目 8 番地 1」に改める。

(上尾市立公民館条例の一部改正)

第 2 条 上尾市立公民館条例(昭和 60 年上尾市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「上尾市大字南 75 番地 1」を「上尾市上平中央三丁目 31 番地 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

提案理由

上平第三特定土地区画整理事業の換地処分により、区画整理地内に設置される公の施設の所在地が変更となるため、上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 37 号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会及び上尾市いじめ問題調査委員会条例の制定に係る意見の申出について

上尾市いじめ問題対策連絡協議会及び上尾市いじめ問題調査委員会条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 26 年 7 月 31 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市いじめ問題対策連絡協議会及び上尾市いじめ問題調査委員会条例

目次

第 1 章 上尾市いじめ問題対策連絡協議会（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 上尾市いじめ問題調査委員会（第 9 条—第 17 条）

附則

第 1 章 上尾市いじめ問題対策連絡協議会
（設置）

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること。
- (3) 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の点検に関すること。
- (4) その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

2 会長は、学校教育部長をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、上尾市教育委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第2章 上尾市いじめ問題調査委員会

(設置)

第9条 法第28条第1項の規定に基づき、上尾市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 調査委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校における調査が困難な場合の調査を行うものとする。

(組織)

第11条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 調査委員会に、特別な事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第12条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

- (2) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者）
- (3) 識見を有する者
- (4) 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、第11条第2項に規定する特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第14条 調査委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第15条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調査委員会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ開くことができない。

（庶務）

第16条 調査委員会の庶務は、上尾市教育委員会学校教育部において処理する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される委員の任期は、

第4条に規定する委員については平成27年3月31日までとし、第13条に規定する委員については平成28年3月31日までとする。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第26号及び第27号を次のように改める。

(26) いじめ問題対策連絡協議会委員

(27) いじめ問題調査委員会委員

別表第1中26及び27の項を次のように改める。

26	いじめ問題対策連絡協議会委員 会長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
27	いじめ問題調査委員会 委員長 委員	日額 16,000円 日額 15,000円

提案理由

いじめ防止対策推進法及び上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の規定により、上尾市いじめ問題対策連絡協議会及び上尾市いじめ問題調査委員会を附属機関として設置すること、附属機関を構成する委員の報酬を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。